

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(平成25年度 第2回)

会 議 録

| | | |
|-------------|-------|--|
| 会 議 名 | | 平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回運営協議会 |
| 日 時 | | 平成26年1月31日(金) 午後1時33分～3時38分 |
| 場 所 | | 東京自治会館 大会議室 |
| 出 席 者 | 委 員 | 下條・関森・紺野・藤井・島津・水田・秋山(石井委員代理)・ 横田・関根・橋田・山口・鹿島・雨宮・松岡・石黒(豊田委員代理) |
| | 説 明 者 | <p>特定非営利活動法人 くにたち・あゆみ(新規登録)</p> <p>特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ(対価変更・更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 ゆうらんせん(対価変更・更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 ケアサービスいずみ(対価変更・更新登録)</p> <p>社会福祉法人 福生市社会福祉協議会(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島(対価変更・更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 福祉移送サービスの会(対価変更・更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 ぶなの樹会(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第2こだま(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 若竹ミニキャブクラブ(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 エンゼルの会(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 地域福祉ネット・結(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 介護ヘルパーステーション(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 地域ケアネットワーク ゆいまある(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 生活支援グループ夢来夢来(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会(更新登録)</p> <p>社会福祉法人 けやきの杜(更新登録)</p> <p>社会福祉法人 幹福社会(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 コスモ(移送サービスコスモ)(更新登録)</p> <p>社会福祉法人 もくば会(対価変更・更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 南陽台地域福祉センター(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 八王子移動サービスネットワーク(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 サポート日野(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 青梅運行サービス(更新登録)</p> <p>社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会(更新登録)</p> <p>社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 にあい福祉サービス(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ(更新登録)</p> <p>特定非営利活動法人 エクセルシア(更新登録)</p> |

| | | |
|-----------|-----|--|
| | 事務局 | 小平市・東村山市 |
| オブザーバー | | 東京都 |
| 欠席委員 | | 秋山 |
| 議 題 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新任委員紹介 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回～第4回特別幹事会での審議に関する報告について (2) 第2回運営協議会に協議申請された事項の審査について (3) 消費税率引き上げに伴う対価変更に関する協議方法について 4 報告・その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて (2) 福祉有償運送の登録を抹消した団体について (3) その他 |
| 公開・非公開の別 | | 公 開 |
| 非公開の理由 | | |
| 傍 聴 人 の 数 | | 1 名 |
| 配 付 資 料 | | <p>事前送付資料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議申請団体一覧表 ・福祉有償運送 新規登録申請団体要件確認表（1団体） ・更新登録申請団体要件確認表（32団体）及び自家用自動車有償運送 対価変更協議依頼書（6団体） <p>机上配付資料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会 委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 ・資料3 第2回～第4回特別幹事会審査結果について（報告） ・資料4 消費税率引き上げに伴う対価変更の協議方法について ・資料5 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」 報告について ・資料6 福祉有償運送の登録を抹消した団体について ・資料7 権限移譲に係る経緯・現状等について |

【会長】 ただいまより、平成25年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

はじめに、事務連絡と会議成立の報告を事務局からお願いいたします。

【事務局】 会議運営上の確認事項についてご報告させていただきます。

設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっており、公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音させていただきます。発言される方は、氏名を述べてからお話しいただきますよう、お願いいたします。

お手元のマイクは、緑のボタンを1回押していただきますと、マイクのところが赤く光りまして、マイクが通じる形になってございます。もう一回ボタンを押しますと、赤いランプが消えて、マイクが切れるという仕組みになってございます。

なお、公開用の会議録は発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更させていただきます。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方に申し上げます。傍聴される方には、録音、撮影をご遠慮いただきたいと思います。また、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定になってございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より会議の成立についてご報告いたします。設置要綱第7条の規定により、運営協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないことになってございます。本日は委員16名中、代理出席の方も含めまして、15名の方にご出席いただいております。過半数の委員に出席をいただいております。つきましては会議は有効に成立しておりますので、ここにご報告いたします。

【会長】 それでは続きまして、次第の2、運営協議会委員の交代がございまして、新任委員のご紹介を事務局からお願いいたします。

(新任委員自己紹介)

【事務局】 続けて、事務局より配付資料についてご説明させていただきます。

本日お手元にお配りいたしておりますのは、第2回運営協議会次第、資料1、運営協議会委員名簿、こちらは1月1日現在のものがございます。資料2、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、資料3、第2回から第4回特別幹事会審査結果について(報告)、資料4、消費税率引き上げに伴う対価変更に関する協議方法について、資料5、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について、資料6、福祉有償運送の登録を抹消した団体について、資料7、権限移譲に係る経緯・現状についてでございます。

委員の皆様へ先日郵送いたしました資料は、協議予定団体一覧、新規申請1団体分及び更新申請32団体分の要件確認表と添付資料、6団体分の変更協議申請資料でございます。

不足等がありましたら、事務局のほうまでお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、運営協議会、ブロック幹事会委員名簿が前回と変更となっておりますので、ここで変更点のご連絡をさせていただきます。資料1、運営協議会、ブロック幹事会委員名簿をご覧ください。変更点を名簿の順番に申し上げます。

まず、ただいま自己紹介をいただきました、名簿の2番目の住民代表委員でございます。

次に、4番目の学識経験者の委員でございますが、前回の運営協議会でご指摘いただきました役職欄を訂正させていただいております。

次に、一番下の南多摩ブロック幹事会構成市町村代表でございますが、八王子市において昨年8月26日付で組織改正があり、役職名、部の名前が変更となっております。

次に1枚おめくりいただきまして、幹事会委員でございます。

西多摩ブロックと南多摩ブロックの住民代表委員が、12月1日付で交代されております。既に事務局より依頼文の送付をもって、委員の委嘱をさせていただいております。

また、南多摩ブロック幹事会構成市町村代表の委員が、八王子市における8月の組織改正により、役職名、課の名前が変更となっております。

運営協議会委員名簿の変更点は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の3、議題の(1)第2回から第4回特別幹事会での審議に関する報告について、特別幹事会事務局からお願いいたします。

【委員】 特別幹事会の会長をしております、東村山市でございます。

今回の第2回運営協議会に先立ちまして、平成25年10月29日に第2回、12月26日に第3回、また、本日第4回の特別幹事会を開催いたしましたので、ご報告を申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、後ほど特別幹事会事務局よりご説明させていただきます。

まず、第2回特別幹事会では、新規登録申請1団体及び更新登録申請11団体の計12団体について審査をいたしました。新規登録申請1団体につきましてはご了承いただき、また、更新登録申請11団体のうち9団体が了承、2団体が条件つき了承、1団体が審議未了で再審査となっております。

第3回特別幹事会では、この再審査1団体を含む、更新登録申請22団体及び変更登録申請4団体を審査し、更新登録申請のうち21団体が了承、1団体が審議未了で再審議となりました。また、了承されました団体のうち、1団体が運送の対価につきまして協議が必要であることが判明いたしましたので、改めて変更登録申請を行うこととされました。さらに、変更登録申請のうち2団体が了承、2団体が審議未了で再審査となりました。

本日開催しました第4回特別幹事会では、第3回の審議未了の2団体及び変更登録申請2団体の4団体を審査し、4団体全て了承となりました。

個々の結果につきましては、特別幹事会事務局より報告をいたします。では、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 特別幹事会事務局の東村山市から、資料3「特別幹事会審査事項の報告」

に沿いましてご説明をいたします。

それではまず、第2回特別幹事会について報告いたします。

No.1、国立市所管の特定非営利活動法人くにたち・あゆみでございます。こちらは、新規申請の団体となります。運送の主体でございますが、名称はくにたち・あゆみ、所在地は立川市、事務所は同一の名称で、所在は国立市となっております。こちらの運送主体、事務所につきましては、登記簿で確認をしております。法令の遵守につきましては、宣誓書が添付されていることを確認しております。旅客から収受する運送の対価は、距離制となっております。使用車両は運送主体の所有で、車いす車が1台となっております。運転者及び運行管理体制につきましては、書類を確認し、いずれも不備はございません。運送の対象者は8名で、全員が身体障がい者の方でございます。損害賠償措置につきましては、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

No.2、東村山市、小平市、清瀬市、武蔵野市所管の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No.3、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。運送主体の代表者、運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。また、運送の対価につきまして、昨年8月6日の運営協議会にて了承をいただき、変更となっております。

No.4、府中市所管の特定非営利活動法人若竹ミニキャブクラブでございます。会員数に変更がございます。

No.5、同じく府中市所管の特定非営利活動法人エンゼルの会でございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。車両数の変更につきましては、変更申請中となっております。審査の結果、運行管理の体制等について見直し、再調整をすることで条件つき了承となっております。

No.6、小平市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。車両数の変更につきましては、変更申請中となっております。

No.7、東久留米市所管の特定非営利活動法人介護ヘルパーステーションでございます。態様の種類、会員数に変更がございます。態様の種類は変更申請中となっております。

No.8、八王子市所管の特定非営利活動法人サポート日野でございます。審査の結果、八王子市のほか、多摩市も運送の区域となっておりますことから、改めて所管市である八王子市及び多摩市より協議申請をする必要があるため、審議未了となり、第3回特別幹事会で再審査となりましたので、後ほどご説明いたします。

No.9、八王子市所管の特定非営利活動法人コスモ、移送サービスコスモでございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.10、八王子市所管の社会福祉法人もくば会でございます。車両数、運転者数、態様の種類、会員数に変更がございます。車両数、態様の種類は変更申請中となっております。審査の結果、タクシー運賃との料金比較表について見直し、修正することで条件つきの了承となっております。

No.1 1、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。車両数については、運輸支局へ届出済みとなっております。

No.1 2、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。運送主体の所在地、代表者、事務所の所在地、車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。運転主体及び事務所の所在地、代表者、車両数について、それぞれ運輸支局へ届出済みとなっております。

続きまして、第3回特別幹事会について報告いたします。

No.1、調布市所管の特定非営利活動法人エクセルシアでございます。使用車両、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両につきましては、運輸支局に届出済みとなっております。

No.2、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでございます。更新登録申請としまして、運送主体の代表者、使用車両、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。運送主体の代表者、使用車両は、それぞれ運輸支局に届出済みとなっております。また、運送の対価以外の対価及び複数乗車に係る対価の変更につきましては、審査の結果、複数乗車の必要性について検討が必要とされ、審議未了となっております。第4回特別幹事会で再審査となったため、後ほどご説明いたします。

No.3、清瀬市所管の特定非営利活動法人福祉移送サービスの会でございます。こちらの団体につきましては、まず運送の対価以外の対価の変更でございます。また、更新登録申請としまして、運転者数、会員数に変更がございます。

No.4、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。使用車両、態様の種類、会員数に変更がございます。態様の種類は変更申請中となっております。また、運送の対価につきまして、本年8月6日の運営協議会にて了承をいただき、変更となっております。

No.5、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるでございます。使用車両、車両数、運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両は変更申請中となっております。

No.6、同じく東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険に変更がございます。

No.7、同じく東久留米市所管の特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来でございます。使用車両、運転者数、会員数に変更がございます。使用車両は運輸支局に届出済みとなっております。

No.8、立川市所管の社会福祉法人幹福社会でございます。運送の対価、使用車両、車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。運送の対価は平成23年に変更し、使用車両についても運輸支局へ届出済みとなっております。

No.9、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でございます。こちらの団体につきましては、まず運送の対価の変更でございます。また、更新登録申請につき

まして、運転者数、会員数に変更がございます。

No.10、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。使用車両、車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両は変更申請中となっております。また、運送の対価及び運送の対価以外の対価、複数乗車につきまして、本年8月6日の運営協議会にて了承をいただき、変更の予定となっております。

No.11、同じく国分寺市所管の社会福祉法人けやきの杜でございます。使用車両、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両は変更申請中となっております。

No.12、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.13、同じく東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。こちらの団体につきましては、まず複数乗車に係る対価の変更でございます。また、更新登録申請につきまして、使用車両、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両については、運輸支局に届出済みとなっております。審査の結果、運送の対価の設定について見直しをすることとされ、審議未了となりました。第4回特別幹事会で再審査となったため、後ほどご説明いたします。

No.14、八王子市所管の特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうででございます。運転者数、運行管理責任者、態様の種類、会員数に変更がございます。態様の種類は変更申請中となっております。

No.15、同じく八王子市所管の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターでございます。使用車両、態様の種類、会員数に変更がございます。使用車両及び態様の種類は変更申請中となっております。

No.16、同じく八王子市所管の特定非営利活動法人八王子移動サービス、ネットワークでございます。使用車両、車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両については、運輸支局に届出済みとなっております。

No.17、八王子市、多摩市所管の特定非営利活動法人サポート日野でございます。こちらの団体につきましては、運送の形態について、これまで八王子市で一括して更新申請を行っておりましたが、第2回特別幹事会において、八王子市、多摩市それぞれ協議を行うこととなりましたため、第3回特別幹事会で再審査いたしました。運転者数、会員数、形態に変更がございます。

No.18、稲城市所管の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会でございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.19、青梅市所管の特定非営利活動法人青梅運行サービスでございます。運送主体の所在地及び代表者、事務所の所在地、運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険に変更がございます。運送主体の所在地及び事務所の所在地、運送主体の代表者については、それぞれ運輸支局に届出済みとなっております。

No.20、福生市所管の社会福祉法人福生市社会福祉協議会でございます。運送主体の代

表者、運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。運送主体の代表者については、運輸支局に届出済みとなっております。

No.21、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいすみでございます。運送主体の代表者、運送の対価、使用車両、運転者数、運行管理責任者、態様の種類、会員数に変更がございます。運送主体の代表者、運送の対価、使用車両、態様の種類については、運輸支局にそれぞれ届出済みとなっております。また、運送の対価について、運営協議会の協議を経ずに変更されていることが確認されたため、第4回特別幹事会で変更協議申請をすることとなりましたので、後ほどご説明いたします。

No.22、瑞穂町所管の社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会でございます。運送主体の代表者、運転者数、会員数に変更がございます。運送主体の代表者については、運輸支局に届出済みとなっております。

続きまして、第4回特別幹事会について報告いたします。

No.1、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価以外の対価及び複数乗車に係る対価の変更でございます。第3回特別幹事会で審議未了となり、第4回特別幹事会で再審査いたしました。

No.2、東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。こちらの団体につきましては、複数乗車に係る対価の変更及び更新登録申請でございます。第3回特別幹事会で審議未了となり、第4回特別幹事会で再審査いたしました。

No.3、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいすみでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更でございます。第3回特別幹事会で変更協議申請が必要であることが判明し、第4回特別幹事会で審査いたしました。

No.4、八王子市所管の社会福祉法人もくば会でございます。こちらの団体につきましては、既に了承されている複数乗車に係る対価の変更でございます。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

【会長】 それでは、次第の3の(2)協議申請された団体の審査に入ります。既にご承知のとおり、本日は、新規登録1団体と更新登録32団体の審査及び6団体の変更審査となります。

そこで事務局より、5つのグループに分け、グループごと一括協議する方法が提案されております。一括協議の方法は、第3回特別幹事会でも行った方法でございます。特別幹事会での指摘事項等はしっかり審査していただくということの上で、新規登録団体以外は会議の効率化のために、グループごと一括協議の方法を進めるということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それではまず、協議予定団体一覧の①のグループ、No.1から7までの審査を行います。

協議団体の方は、団体説明員席にご移動ください。

よろしいでしょうか。それでは、先に新規登録団体1団体について審査を行い、更新登録等の団体は一括協議としたいと思います。

所管の国立市より補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【国立市】 国立市です。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、1点申しわけございません。資料の訂正をお願ひいたします。お手元の新規登録申請団体要件確認表でございますが、そちらの3番目でございます旅客から収受する対価の下段、運送対価以外の対価の待機料金が30分150円となっておりますが、500円が正しい数字でございます。150円を500円に修正をお願ひいたします。お手数をおかけして大変申しわけありませんでした。以後、資料等の確認には気をつけてまいりたいと思います。

それでは、今回申請の案件についてでございますが、福祉有償運送の必要性につきまして、国立市におきましては、市内の移動制約者のうち、市内のタクシー事業者である銀星交通さんにカバーしていただいているのは約8割と伺っておりまして、残りの2割をNPO団体等に担ってもらうことが望ましいと考えております。

国立市には現在、高齢者の移送を行う福祉有償運送団体が1団体のみでございまして、障がい者の方のお買い物や趣味の活動、社会に参画する等の活動を支えるために、NPO団体の福祉有償運送が必要であると考えております。

次に、今回の申請団体、くにたち・あゆみについてでございます。このNPO法人は、高齢者や障がい者が、市内で自立して生活できるように、ヘルパー派遣事業等のサービスを提供するNPOとしまして、平成22年7月にスタートしております。団体のご意向としましては、国立市には東京都障害者スポーツセンターがあり、サークル活動に参加したくても使いたい時間帯は混み合ってしまうため、少しでもより多く参加できるよう、障がい者の移動の自由を保障すべく、移送サービスに取り組んでいきたいということで申請をいただいたものでございます。

以上、簡単ですが補足をさせていただきました。ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは委員の皆様方、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

新規登録団体、特定非営利活動法人くにたち・あゆみにつきましては、協議会として了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

続いて、No.2、ハンディキャブこまえからNo.7、自立生活センター・昭島までの審査を一括で行います。

それでは、所管の狛江市より順に、補足説明がありましたらお願ひいたします。

【狛江市】 狛江市でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局からご説明いただきましたとおり、複数乗車とそれに伴う対価の変更及び更新登

録についてご協議をいただきたいと存じます。

市内特別支援学級への送迎について、かねてより知的障がい児の親御さんから、NPO 団体等に要望がございました。市としては、市の面積が非常に狭い、そして歩く距離も非常に短い、また対象となる方も10人未満であるということで、保護者の方の送迎を基本としてお願いしてきたところでございます。

今回、ハンディキャブこまえに、知的障がいのあるお子様の親御さんから、一部の送迎が難しい子供について、再度のご相談を受けました。対象となる人数も少なく、行政としてすぐに送迎の手段を用意することは非常に難しいことでありまして、当面の措置といたしまして、親御さんの送迎が困難な場合についてのみ、NPO等でご対応いただければと考えているところでございます。

市といたしましては、行政の責任においての送迎の必要性につきましては、予算措置等も含めまして、今後しかるべき準備期間を経て、意思決定をしていかなくはならない課題でもございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

ハンディキャブこまえさんからは、知的障がいの会員の方もおり、運転手の確保など是可以ので、困っている方のためにぜひ受けたいというご希望がございました。ただし、朝の予約が混み合う時間帯等に同時に車両を複数用意するのは難しいということで、福祉サービスとして複数乗車の枠組みについてお認めいただきたいという話になりまして、今回の運営協議会にお諮りしたということになっております。

平均乗車人数は2名として算出させていただいております。運送の対価につきましては、単独乗車と同じ方式をとっておりまして、市内は定額、市外については距離制及び時間制を採用してございます。

更新申請につきましては前回からの変更点は、先ほどの事務局のご説明のとおりでございます。11月5日にハンディキャブこまえにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

また、登録対象者につきましては、チェックシートにてチェック済みでございまして、特に八、二に該当する方に関しては、必要性等確認しておるところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【東大和市】 東大和市でございます。よろしくお願いたします。

No.3、ゆうらんせんが1点目でございます。今回協議をお願いいたしますのは、運送の対価の変更、運送の対価以外の対価の変更、複数乗車の実施及び更新登録でございます。

運送の対価につきましては、これまで移送サービスのみの方につきましては1回400円、他のサービスを併用している会員の方につきましては1回300円となつてございました。第3回特別幹事会におきまして、委員の皆様から料金体系における会員間の格差につきましてご指摘をいただきました。これを受けまして、複数乗車時の1人当たりの料金を基準といたしまして、全会員30分未満300円と一律に改定し、会員の皆様にわかりやすい料金体系に変更いたしました。また、運送の対価以外の対価につきましても、

料金の改定をいたしました。

複数乗車につきましては、11月14日の現地調査におきまして、当団体が運営協議会の協議を経ずに、複数乗車を実施していたことが判明いたしました。そのため、運輸支局から、運営協議会で協議していただくようご指導いただきました。同日より、複数乗車の運行は行ってございません。また、複数乗車の目的としましては、知的障がい者の施設送迎でございます。対象者は、団体が運営しておりますケアホーム入居者の市内の知的障がい者施設、または自宅までの送迎でございます。

続きまして、No.4、自立生活センター・東大和でございます。11月12日に現地にて運行記録簿等の書類を確認し、使用車両につきましても確認を行いまして、適正に管理運営されている状況を報告させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【福生市】 福生市でございます。よろしくお願いいたします。

No.5、No.6について補足説明をさせていただきます。前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。11月11日に福生市社会福祉協議会、11月12日にケアサービスいずみにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されてございます。

No.5、ケアサービスいずみについては、先ほど開催いただきました第4回特別幹事会において、対価の変更についてご審査いただきました。本運営協議会におかれましても、対価の変更と更新登録申請についてご審議いただきたいと存じます。

【昭島市】 昭島市です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。12月11日に自立生活センター・昭島の事務所を訪問いたしました。運行記録簿等の書類を確認いたしまして、2台の車両につきましても車両の表示、車いす固定装置等の確認をいたしまして、適正に管理運営されている状況を確認いたしております。

また、要件確認表の様式3、自動車保険内容一覧表では、保険の期間が1月6日までとなっておりますけれども、こちらについては既に更新手続を終了していることを確認しております。

運送の対価の変更申請につきましては、団体の運営状況が厳しいことが理由でございます。内容につきまして確認いたしましたところ、妥当であると認められますので、更新申請とあわせてご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、グループ①のハンディキャブこまえから自立生活センター・昭島までの6団体について、変更及び更新につきましては、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

続きまして、②のグループ、No.8からNo.13までの審査を行います。

団体の方は団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の清瀬市より順番に補足説明をお願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、No.8、福祉移送サービスの会でございます。補足説明としましては、運送の対価以外の対価変更につきまして、介助にかかわる1回の利用時間の多くが3時間を超えるようになったことによりまして、これまでの1回1,000円の利用料を1回2,000円に変更するものです。

また、要件確認表の様式1の中で、車検証の有効期間満了日が26年1月29日となっておりますけれども、ここで車検を済ませておりまして、満了期間が平成28年1月29日までとなっているところでございます。

当該事業所の運営につきましては、過日事業所を訪問いたしまして、車両1台と関係書類の点検及び代表者との面談によりまして、事業が適正に運営されていることを確認しております。

続きまして、No.9、ふなの樹会でございます。内容につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。当法人につきましても、過日事業所を訪問いたしまして、車両1台、関係書類の点検及び代表者との面談によりまして、事業が適正に運営されていることを確認しております。

最後に、移動サポートひらけごまでございます。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。10月7日に当該団体の事務所に伺いまして、車両3台と運行記録簿等の関係書類を点検しまして、適正な運行管理がされていることを確認しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【東村山市】 同じくNo.10、東村山市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。10月24日に移動サポートひらけごまにて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小平市】 同じくNo.10、移動サポートひらけごまの分で、小平市でございます。

前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。10月24日に当事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

続いてNo.11、地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。車両の変更につきましては、特別幹事会の時点では運輸支局へ届出中でしたが、1月10日に運輸支局への届出が済んだことを確認しております。10月22日に第2こだま移動サービス事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

【武蔵野市】 同じくNo.10、移動サポートひらけごまの武蔵野市でございます。

前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。10月28日、事務所にて運行

記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況でございました。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

【府中市】 府中市です。よろしくお願いいたします。

No.12、若竹ミニキャブクラブから補足申し上げます。前回からの変更点につきましては、事務局より説明いただいたとおりでございます。10月22日、団体事務所におきまして、運行記録簿の書類等及び使用車両につきまして確認し、適正に管理運営されている状況を確認しておりますので報告申し上げます。

続きまして、No.13、エンゼルの会につきまして補足申し上げます。前回からの変更点につきましては、事務局より説明いただいたとおりでございます。同じく10月22日、団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類及び使用車両につきまして確認し、適正に管理運営されている状況を確認いたしましたので報告申し上げます。

また、事務局からの報告にもありましたとおり、先日の特別幹事会におきまして、運行管理体制につきましてご指摘をいただきました。具体的には、書類番号No.17、様式第6号に係る部分でございますが、運行管理責任者と苦情処理責任者が同一だと、利用者との間に不都合が生ずるのではないかとのご指摘をいただいております。ご指摘を踏まえまして、団体と協議をさせていただきまして、管理体制を見直し、事故対応責任者及び苦情処理責任者につきまして変更を行い、関係書類を訂正し、提出させていただいております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは委員の皆様方、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 No.10、ひらけごまさんですけれども、これは4市で行っているのですけれども、各市の登録概要を見ると、中に1名とか4名とか、その程度の会員数です。なおかつ、清瀬市も小平市もそうですけれども、市内にほかの団体があるわけですね。ですから、当初このNPOの立ち上がったときには、団体がないところがあるからこうしてやるのは理解できるのですけれども、これだけ年数が経ったときに、果たしてこういう状態がいいのでしょうか。それが私の意見です。

【会長】 当該市町村の方。はい、どうぞ。

【小平市】 小平市からお答えさせていただきます。移動サポートひらけごまにつきましては、団体事務所、運営の主体は西東京市でございます。会員さんが周辺市にも何人かいらっしゃいます。小平市も西東京市寄りのご住所の方で、長年こちらの会員の方が何人いらっしゃいまして、現在1名になっているところでございます。小平市にもほかに団体がございますが、今までの会員の長年のご利用経緯を伺いまして、引き続きひらけごまさんのほうにお願いしております。それぞれの市で会員のことをしっかり把握した上でご協議いただくということで、4市それぞれで運営協議会へ協議をお願いしているところでございます。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 一番地域を知られている自治体の方ですから、どこに住んでおられて、今み

たいにひらけごまのほうがよりいいのだというのであれば、これはしょうがないと思います。

【会長】 ほかに委員の方で何かご意見ありますでしょうか。

特にないようでございますので、グループ②の福祉移送サービスの会からエンゼルの会までの6団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

それでは、ここで休憩ということにしたいと思います。休憩時間は10分。定刻になりましたらご参集のほど、よろしく願いいたします。

(休 憩 午後2時26分)

(再 開 午後2時37分)

【会長】 それでは、再開させていただきます。

続いて、③のグループ、No.14から20までの審査を行います。

団体の方は団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の東久留米市より順番に補足説明をお願いいたします。

【東久留米市】 東久留米市です。よろしく願いいたします。

No.14、地域福祉ネット・結につきましては、前回からの変更点は事務局の説明とおりでございます。要件確認表の様式1の車両一覧表をご覧ください。3の車いす移動車が平成26年1月13日で有効期限の満了を迎えておりますが、先日、継続検査を受けて、有効期限が平成28年1月13日となっております。12月20日に現地を訪問し、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されています状況をご報告させていただきます。

続きまして、No.15、介護ヘルパーステーションでございます。前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。10月18日、現地にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されています状況をご報告させていただきます。

続きまして、No.16、地域ケアネットワークゆいまあるでございます。前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。要件確認表の様式1、車両一覧をご覧ください。1番の車いす移動車が平成25年12月21日で有効期限満了を迎えておりますが、先日継続検査を受けて、有効期限が平成27年12月21日となっております。続きまして、その下、2番の車いす移動車が平成26年1月27日で有効期限の満了で、こちらは廃車をいたしまして、新規の車両を所有しており、現在運輸支局への届出書類の準備中でございます。

現地につきましては過日訪問し、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されています状況を報告させていただきます。

最後にNo.17、生活支援グループ夢来夢来でございます。前回からの変更点は事務局の

説明のとおりでございます。要件確認表の様式2、運転者要件一覧表をご覧ください。4番の方の免許有効期限が過ぎておりますが、先日更新を行い、有効期限が平成29年1月22日になっておりますことを確認しております。12月19日に現地を訪問し、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

【国分寺市】 国分寺市です。よろしくお願い致します。

No.18、国分寺ハンディキャブ運営委員会につきまして、前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月3日、事務所へ伺いまして、車両並びに運行記録簿等の確認を行い、適正に管理運営されていることをご報告させていただきます。

次のNo.19、けやきの杜でございます。こちらと同じ日に事務所に参りまして、車両及び運行記録等の確認を行い、適正に管理運営されていることをご報告させていただきます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

【立川市】 立川市です。よろしくお願い致します。

No.20、幹福社会でございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

要件確認表の様式1の、車両一覧表3と5につきましては車検済みであり、有効期限の満了日の延長がなされていることを確認しております。

6月28日に法人事務所におきまして、関係書類及び使用車両の確認並びにヒアリングを行っております。適切に管理運営されている状況であり、また高齢運転者への安全対策についても、交通安全教育センターでの講習の受講や健康診断の実施を行うなど、対応が図られていることを確認いたしました。

また、平成23年度第2回運営協議会で承認いただきました、知的障がい児の施設からの送りの複数乗車ですが、平均乗車人数は平成24年度は約3.05人であったことをご報告いたします。

【会長】 ありがとうございます。それではご意見、ご質問等、ございますか。

【委員】 特別幹事会で十分検討されたと思うのですが、ゆいまあるさん、その身体状況のところですが、肢体不自由者、要するにその他の部分で18名おられるのですが、その内容は確認されていますよね。

【東久留米市】 東久留米市でございます。こちらにつきましては、チェック表を確認させていただいております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにはどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、グループ③の地域福祉ネット・結から幹福社会までの7団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは了承とします。ありがとうございました。

続いて、④のグループのNo.21から27までの審査を行います。

団体の方は団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の八王子市より順番に補足説明をお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

No.21からNo.26の各団体について、前回申請時からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

No.21、移送サービスコスモについてですが、要件確認表について補足説明させていただきます。様式1の車両1について、車検済みの報告と、様式2の運転者1について、免許更新済みの報告を受けております。

続いて、No.22、もくば会でございます。添付書類No.24、タクシー運賃との比較表については、第2回特別幹事会のご指摘を踏まえ、多摩地域のタクシー運賃と比較した内容に修正したものが団体より提出され、確認をさせていただきました。

続いて、対価変更について説明させていただきます。もくば会の複数乗車については、平成20年度の運営協議会で承認をいただいておりますが、前回の更新以降に施設利用者の送迎が他の制度へ移行し、福祉有償運送での複数乗車の利用がなくなったため、対価変更の申請があり、協議をさせていただくものでございます。

続いて、No.23、福祉サービスハウスゆうでございます。要件確認表の様式1の車両2及び4について、車検済みの報告と、様式3、自動車保険の2及び4について、保険契約更新済みの報告を受けております。

続いて、No.24、南陽台地域福祉センターでございます。様式1の車両2については、車検満了に伴い廃車したとの報告を受けております。廃車による車両数の減少については、運輸支局へ変更届を提出したと伺っております。様式3、自動車保険の1、3、4、5については、保険契約更新済みの報告を受けております。

続いて、No.25、八王子移動サービス、ネットワークでございます。様式1の車両9について、車検済みの報告と、車両10について、廃車予定の報告を受けております。車両の減少については、後日運輸支局へ変更届をする予定です。様式2の運転者21については、免許更新済みの報告を受けております。

続いて、No.26、特定非営利活動法人サポート日野でございます。様式1の車両1につきましては、車検済みの報告を受けております。

各団体とも運行記録簿等の書類の保管状況、使用車両について確認し、適正に管理運営されている状況をご報告させていただきます。

以上、6団体について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局説明のとおりでございます。11月25日にサポート日野におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また、使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされていることをご報告いたします。

No.27、ハンディキャブゆづり葉でございます。9月26日にハンディキャブゆづり葉

におきまして、運行記録簿等の書類を確認いたしました。前回からの変更点は、特別幹事会事務局のとおりでございます。また、使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされていますことをご報告いたします。

また、資料について補足説明をさせていただきます。様式1の車両一覧表の中で、1番と2番、それから6番の使用車両につきましては、いずれも車検の更新をされていることを確認させていただいております。

また、様式2の運転者要件一覧表につきましても、1番と7番と10番の方の運転免許証の更新のことを確認させていただいております。様式3の自動車保険内容一覧表のところですが、9番の車両につきまして、保険更新の手続がなされていることを確認しております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【会長】 それではご意見、ご質問等お願いいたします。

【委員】 今、八王子市さんと多摩市さんにご報告をいただきました。多摩市さんのほうは運転なさっている方の免許証だとか車検証だとかの確認をというお話をいただいたと思います。他の行政の方もそのように、今までずっとご報告いただいておりますけれども、八王子市さんはご報告をいただいておりますと。それは事業者からの報告でいいということなのですか。それとも確認をされるのが前提なのでしょうかというちょっとした、言葉尻かもしれませんけれども、お伺いしたいなと思っています。

【八王子市】 各団体の事務所に行って、実際に確認させていただいております。説明が不十分で申しわけございませんでした。

【委員】 了解です。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、グループ④の移送サービスコスモからハンディキャブゆづり葉までの7団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは了承といたします。

続いて、⑤のグループ、No.28から33までの審査を行います。

団体の方は団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の青梅市より順番に補足説明をお願いいたします。

【青梅市】 青梅市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局説明のとおりでございます。11月28日に青梅運行サービスの事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましては、11月28日及び12月6日に確認いたしまして、適正に管理をされている状況でございます。

また、要件確認表の様式1、車両一覧表の1番につきましては、車検が更新済みである旨確認をしております。

また、様式2、運転者要件一覧表のうち、16の運転者の免許の有効期限も更新されている旨確認をしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【稲城市】 稲城市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。今回の更新に伴いまして、10月24日に稲城市社会福祉協議会にて車両の確認、続く12月10日に今回の更新資料並びに運行記録等の確認をいたしました。適正に管理運営されていることを確認しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【瑞穂町】 瑞穂町です。

瑞穂町社会福祉協議会について説明させていただきます。前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。11月に社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても適正に管理運営されていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

続きまして、No.31、にあい福祉サービスの変更点につきましては、事務局説明のとおりでございます。にあい福祉サービスにおきまして、運行記録簿等の書類、使用車両につきまして確認し、適正に管理運営されていることをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。よろしくお願いいたします。

変更点につきましては、事務局の報告のとおりでございます。要件確認表の様式1、車両一覧表でございますが、3件の車検済みとなっております。様式2、運転者要件一覧表1件が更新済みでございます。様式3、保険契約更新済みでございます。これは8台車両全てということでございます。これらにつきまして確認し、運行を適正に行っていることを確認いたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【調布市】 調布市でございます。

エクセルシアにつきまして、前回からの変更点は、事務局からの説明のとおりです。

要件確認表の様式1の車両一覧表、車両1の車検の有効期限ですが、更新済みということを確認しております。また、団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や使用車両の確認を行いました。適正な管理運営がなされている状況でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それではご意見、ご質問等ありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、グループ⑤の青梅運行サービスからエクセルシアまでの6団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

これにて団体の審査を終了します。

ここで5分休憩ということになりますが、このまま継続しましょうか。

それでは継続とさせていただきます。

【委員】 団体の方は。

【会長】 どうぞ退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

それでは引き続きまして、次第の3の(3)消費税率引き上げに伴う対価変更に関する協議方法についての協議を行います。事務局から提案資料を配付しております。資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局よりご説明をいたします。お手元の資料4をご覧ください。

この提案につきましては、第1回運営協議会で運送団体の方から、消費税増税に伴い、消費税分のみを対価に加算する場合の簡素な、負担軽減となる事務処理方法について、協議をしてほしいという依頼がございましたものでございます。

昨年、第1回運営協議会当日の8月6日には、まだ消費税率引き上げについて、政府の決定がなされていない段階でございましたので、今後協議することとされておりました。

今年4月からの消費税率引き上げが決定し、その後の引き上げ予定もございますので、事務局で協議方法について検討させていただきました。

第1回運営協議会でこのご提案をいただきました時に、運輸支局の委員からも、運送の対価及び運送の対価以外の対価の変更については、運営協議会で協議が調っていることが必要とされていること等のご意見を頂戴いたしました。今後、多くの団体が影響を受ける消費税について、運送団体の負担軽減と運営協議会の議事進行の効率化・円滑化のため、協議の方法について検討いただきたく、事務局案をご提案させていただくものでございます。

これはあくまでも、対価変更の内容が消費税分のみを対価に加算する場合に限定した、協議方法でございます。

協議対象市町村職員は特別幹事会に、設置要綱第8条の2第7項委員として参加し、運送団体の代表者には、設置要綱第7条第4項の関係者等として出席をいただいております。

運営協議会では、設置要綱第8条の2第5項により、特別幹事会で審査した事項については、特別幹事会会長または会長が指名する者が協議会に報告することとなっており、協議対象市町村職員と運送団体の代表者は、両者とも設置要綱第7条第4項の関係者等として出席を求めています。

事務局案でございますが、この運営協議会への運送団体の出席を求めないという方向で検討させていただきました。

対価変更が消費税分の上乗せであること、消費税納税団体かどうかということ、また、タクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内に料金設定がされていることなどを所管市町村が確認の上、特別幹事会でご審査をいただき、了承された場合は、運営協議会には、所管市町村のみが出席して協議いただき、運送団体は出席しない。

この案は特別幹事会で審議が了承されましたら、運営協議会には運送団体の方の参加は省略して、負担軽減を図る、また、多くの団体に変更されることが考えられますので、協議の効率化を考えた案でございます。

金額の範囲については、現在の設定価格に税率を加算した分以内の変更、4月から8%でございますので、3%分の範囲の上昇をこの方法で協議いただき、それ以上に変更され

る、またはそのほかで変更される場合は、通常の対価変更協議として協議をいただきたいと思います。

また、今後も消費税率の変更が予定されておりますので、2度目の変更の際には、対価変更が2回目となる団体と、1度は見送って初めての変更となる団体と、混在することも考えられますので、前回の対価変更の日付、金額について明確にした上で、前回からの税率の変更幅まではこの簡略化協議とし、それ以外の場合には通常の対価変更協議として協議いただくということです。

これに基づきまして、協議方法についてご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは事務局からのご提案、事務局案について、ご質問、ご意見等ありますか。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 私はNPOの税制についてあまり詳しくないので、よくご存じの方の意見も伺いたいと思うのですが、普通の我々のような事業者の場合、預かり消費税は、1,000万円以下は免税という形になっていますが、NPOもそういう理解でよろしいのかどうか。

そうしますと、我々も個人タクシーと並びまして同じことなのですが、仕入れにかかわる部分というのがどれくらいあるかになります。多分、NPOでいうこれにかかる仕入れ、有償運送にかかる仕入れというと、ガソリン、また車両を買う場合。あとはいろいろな事務用品を買うとか、そういうところに消費税がかかってくるわけですね。利用者さんからは消費税を上乗せした金額をいただく。

そういう形の中で1,000万円以上の人は、預かった消費税というのがあるわけです。お客様、利用者さんからいただいたものは預かった消費税で、それを納税するという義務があるのですけれども、1,000万円以下でいいのですかね。そうすると、1,000万円以上の売り上げがあるNPO団体さんがあるのかどうか。ただ、さっき言ったように、仕入れには当然かかるわけでありまして、当然その負担は増えます。納税はしなくても、預かり消費税は払わなくてもいいといっても、結論から言いますと、物を仕入れれば必ず値段が上がるわけです。

そこら辺との兼ね合いで、本当に値上げしてしまうのという話もあったり、仕入れにかかる部分は少ないのではないですかという意見もあれば、いや、そうではないでしょう、仕入れにかかるものは当然値段が上がっているわけですから、そのためには上げないと、とても合いませんよという事業者もあったりするはずでありまして、そこら辺はどのように考えればいいのか、私もNPOの税制がわからないのですけれども、どうなのですかね。詳しい方、お伺いしたいと思うのです。こうしたほうがいいよというのがあれば。

【会長】 では、まず事務局の方から。

【事務局】 まずこのご提案につきまして、各団体の財政状況といえますか、1,000万円を超えて納税団体がいくつあるのかということところまでの調査はしてありません。タク

シー料金の2分の1以内の範囲の料金設定であること、また営利を目的としない、実質実費にかかる部分で運営をされている団体がほとんどでございますので、先ほど委員が言われた仕入れの段階でも影響を受けると伺っております。

また、ご提案をいただいた団体の方も、移送サービス以外に事業に取り組みられておまして、かなりの団体が1,000万円を超える団体であるということも伺っております。対価の設定方法については、団体のお考え、また方法がそれぞれですので、そういったこともご説明いただいて、特別幹事会で審査していただいた上で、対価変更について妥当かどうか、ご協議をしていただきたいと思いますと思っております。

金額については、8%になった場合には、現在の価格に3%を単純に掛けまして、その料金が2分の1の範囲を超えない場合であれば、また理由があれば、その部分については、運営協議会に1回だけ団体が参加しないというみの簡易な方法で、協議していただければということでご提案をさせていただいております。

【会長】 どうぞ。

【副会長】 事務局の代表として。今、委員のお披露がありましたように、団体によってさまざまな対応があるのかなと思っております。そういう意味では、なかなか一くりでこの方式をどこがどう適用するかという判断は、難しいのかなと思っております。これを特別幹事会の審査の中で、団体さんがこうした枠組みに入っているかどうかをご説明いただく中で、その協議簡略化が可能かどうかというのが、審査の一つの事項と考えたほうがよろしいのかなというのが、私どもの意味合いでございます。さまざまな内容がありますので、なかなか一方式にはしづらいものではないかという判断で、こうしたご提案をさせていただいております。

以上でございます。

【委員】 ということは、団体によっては申請しない場合もありますよという理解でいいのですかね。申請した団体に対しての審査に出席は求めないで、審議がまとめれば認めていくという理解でいいのですかね。

【副会長】 よろしいでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【副会長】 私どもも一足飛びに、消費税にかかる分を全く申請の簡略化とはなかなか考えにくいという議論がございましたので、まずは第一歩として、特別幹事会での審査の中で簡素化の認められる団体かどうかというのを申請いただく中で確認をして、処理するという方法で一つ、全体の簡素化にも寄与すればいいというのが正直な提案の理由でございます。

【委員】 ということは、まず申請していただくという理解でいいですね。その中で審査をしていくと。必要ない団体は申請しないでしょうという理解でよろしいでしょうか。

【副会長】 はい。

【委員】 それなら、よくわかりました。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかにご意見があれば、どうぞお願いいたします。

【委員】 やはりNPOも免税点は1,000万円なのですかね。同じですね。

【事務局】 はい。

【会長】 NPO側の委員、いかがでしょうか。

【委員】 まず1,000万以下の事業団体というのは数少ないと思います。それと、今回の消費税増税とともに値上げ、そこを踏み切るかどうか、各団体が今苦慮している段階で、足並みがそろうということではないと思います。

あとは、一番私たちが怖いなと思っているのはガソリン代の値上げです。そこに現状で対応できるのであれば、何とか次の増税まで踏みとどまろうというのが、大きな流れかなとは聞いております。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにももしご意見があれば、どうぞお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】 考え方はこういう簡素なやり方で非常にいいと思っています。もう少し事務的などところでお伺いしたいのは、事務局は市町村が持ち回りでやっているということですので、この後のまた消費税の引き上げという部分があると思いますので、例えばこのことを要綱とかそういうところに位置づけていって、きっちりそれが回っていくというのですか、漏れないように、一回決まったことはこういうことだというのがどこかに明記されていれば、回っていく中で、そんなに支障がないのかなと思う部分があるのですが、その辺は何か事務局としては考えていらっしゃいますか。

【事務局】 要綱のほうでは、協議する内容、運営方法等が載っておりまして、協議方法については触れておりません。当然この協議が整いました上で、協議結果については各登録市町村にご連絡をさせていただきます。そこから各団体へご連絡をいただきたいと思っております。要綱変更については今のところは考えておりません。

また、一度やってみた上でまた疑義があれば、運営協議会の場で変更点などをご協議いただくということで。決定事項は、ご連絡という形でしっかり引き継ぎをさせていただきますと思います。

【副会長】 1点。

【会長】 どうぞ。

【副会長】 では補足させていただきます。消費税に限らず、市町村側で事務局が持ち回りになっていることで、委員のほうからも、幾つかしっかり引き継がれていないというご指摘も、今年度の協議の中でお話が出てきております。今年度、私の責任の範囲で、次の事務局に引き継げる要点的なものを、各構成市への周知も含めて引き継ぎたいと思っておりますので、そうした中でご理解をいただければと存じます。

【会長】 ありがとうございます。

大体意見は出そろったということで理解してよろしいでしょうか。

【会長】 それでは意見が出そろったので、一応事務局案でお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第の4、報告事項(1)の福祉有償運送における運送区域の

特例的な取り扱いについて、事務局よりご報告をお願いいたします。

【事務局】 事務局よりご報告いたします。

資料5、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告についてでございます。

こちらは、運営協議会に運輸支局より届きました書類に基づいて作成をしております。運輸支局からご説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【運輸支局】 東京運輸支局です。

資料5、運送の区域の特例的な取り扱いに基づきまして、3件報告がございました。それぞれにつきまして、この特例的な運送に係る通達、要件に合致すると判断をしまして、運営協議会の場で報告させていただきました。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。委員の皆様方のご質問、ご意見等ございますか。

特にありませんようですので、次、次第の4の(2)福祉有償運送の登録を抹消した団体について、事務局よりご報告をお願いいたします。

【事務局】 事務局よりご報告させていただきます。

資料6、福祉有償運送の登録を抹消した団体についてをご覧くださいと思います。

1団体でございます。八王子市所管の社会福祉法人東京玉葉会でございます。第1回運営協議会でも、活動休止中であり、更新協議しない団体ということでご報告をさせていただいておりましたが、事業維持に達する利用者の需要がないことなどのため、登録抹消となったものでございます。抹消年月日は平成25年11月26日、会員の皆様は、休止期間中から、全員が市内の他の団体を利用されているということでございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問ありますでしょうか。

特にございませんようですので、続きまして、次第4の(3)その他報告事項について、運輸支局からご連絡があると聞いておりますので、お願いいたします。

【運輸支局】 東京運輸支局です。

資料7につきまして、若干ご説明させていただきたいと思っております。

資料7は自家用有償旅客運送につきまして、現在の仕組みが書いてあるところでございますけれども、自家用有償旅客運送の実施に当たっては、運営協議会において合意が調った後に、運輸支局に申請いただきまして、その登録を受けるという形になっております。

国土交通省のほうにつきましては、登録を受けた団体に、必要に応じて、運行管理体制ですとか運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について指導・監督を行うという仕組みになってございます。

これらの仕組みの中で、次のページ、政府のほうで地方分権改革有識者会議というのが設置されまして、その中で地方自治体さんのほうから、佐賀県知事の方ですとか富山市長の方のご参画をいただきまして、自家用有償旅客運送につきまして、結論としては国から

希望する自治体さんに移行するような協議の方向で、一応報告書がまとまりました。

その報告書の内容の抜粋が、次の1枚おめくりいただいた内容になっておりまして、事務・権限の移譲ということで、現在国が行っている自家用有償旅客運送に関する事務・権限の担い手としては市町村がふさわしいと考えられ、事務・権限の移譲先としては、希望する市町村を基本とすべきであると。

一方で、財政状況を含め執行体制上の懸念などから、事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくることも考えられる。このような市町村に対しては、まずは、移譲を受けやすくするための環境整備を国が行い、移譲の促進を図ることが必要であると。

また、移譲を希望しない市町村の区域については、市町村とともに住民の暮らし全般に責任を負う立場にある都道府県が、上記のような意欲・能力を持つ場合、市町村にかわって役割を果たすことも考えられます。

このため、移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲することができるようにすべきであるとなっております。

当初は事務・権限の移譲を受けなかった市町村が、その後希望するに至った場合には、当該市町村にも移譲することができるようにすべきであるという形で方向性がまとまりました。

この報告書を受けまして、国土交通省のほうでは、これらをどういった形で移譲を希望する自治体さんのほうに移譲するかといったことを、今現在検討しておりまして、どういった形で移譲するかの中間的な取りまとめを、現在行っているところでございます。

最終的にどういったスケジュールでいくかというのは、まだはっきりしないところはございますが、今考えられている予定としては、平成26年の通常国会に法改正を提出できればいいぐらいでしかないのですが、確実にということではありませんが、そのような形で今検討が進められているところでございます。

その後、国土交通省で検討している内容につきまして、具体的に何か報告書が出てまいりましたら、また運営協議会の開催時期を捉まえて、皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

まずはこういった方向性が出たということで、具体的な内容ではございませんが、とりあえず一旦のご報告とさせていただきたいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

この件について、何かご質問等ありますでしょうか。

【委員】 特に支局の方にご質問というわけでもないのですが、私どもの団体でも委員を出して審議にかかわって、NPOのほうからも出て、いろいろな意見を述べたように聞いております。ただ、委員さんの中で、佐賀県の知事さんだけがその気十分で、ほかはあまり。で、アンケートをとったらたしか6%でしたっけ。

【運輸支局】 そうですね。全国の自治体さんのほうにアンケートを行って、希望すると明確に述べたのはたしか6%ぐらいだと。

【委員】 そうすると94%はその気はないという結果が出ているのですけれども、逆に今日おいでの東京都のほうに振られますと、東京都のお仕事が増えていく。

また、どういう形で地域の利用者さんの利便を確保するかというのが一番の、当たり前ですが、話し合いの始まりですよ。

どうやったら障がい者さん、高齢者さんの移動が確保できるかというのが、当り前の話ですけれども、そこがポイントなのですが、どうやったらいいのでしょうかというものは多分、おっしゃったように、今後の議論の話で、まだまだ国会も通っていないし、いろいろなもの、省令や通達も全然出ていない時期なので、何とも言えませんけれども、おしいは、そうするとこういう枠組みはどうなっていくかという話にもなってまいりますので、ちょっと注意してみんなで見守っていかないと。いきなり振られたら、あなたの市やってくださいと東京都の方から冷たくされたら、大変なことになってしまうのかなと思いますし、東京都は東京都で、私にやれというのですかという話になりますし、悩ましい問題だなと。いいような、悪いような世界。

ただ、我々が言えることはやはり、利用者利便の向上といいますか、あとは安全の確保等がちゃんとできるシステムになってもらいたいなどは思っております。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに感想等でも結構ですが、何かもしあれば。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【副会長】 各市いらっしゃる中で僭越とは思いますが、一応代表の立場で一言感想ということで述べさせていただければと思います。

やはり私どもの分野では、いろいろな権限移譲の、もう具体化しているものもございまして、それに対応していくさまざまな状況が現在ある中で、今お披露になったアンケート状況ではないかと推察しております。団体の希望、あるいは実力というものも、この多摩地域でありましても、さまざまな条件の違いもございまして、当然またそれぞれのところにお住まいの皆さんの意向というものも、違ってくる可能性がございます。

なるべく行政としては、この枠組みの中でやっていければいいなと思う方が、今のところは多いのかなとは思っておりますけれども、今後そうした皆様のお声も十分聞きながら、対応に遺漏のないようにしてまいりたいと存じますが、東京都さんのご支援もいただきませんとなかなか難しい、これだけの広域的な状況の中で大都市の市部の特殊性というものもございまして、そうしたものも勘案しながら対応を考えていきたいと存じます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。この件については一応これで、いろいろご意見が出たということで、次に移らせていただきます。

その他の報告事項の中で、事務局より報告があるということでよろしくお願いたします。

【事務局】 事務局よりご報告をさせていただきます。先日行われました第3回特別幹事会の席上、委員より、運営協議会ブロック幹事会委員への結果報告についてご指摘をい

いただきました。

今年度より、ブロック幹事会委員へ、運営協議会の協議結果を、ブロック幹事会事務局より報告させていただきたいと思っております。

また、協議内容につきましては、特別幹事会、運営協議会の会議録でご覧いただきたいと思っております。会議録につきましては、事務局で作成し、登録市町村に送付しておりますが、ホームページ上での公開を行っている市町村と行っていない市町村と、統一がされておられません状況でございますので、全市町村で公開し、ブロック幹事会委員の皆様にも詳細な会議録を閲覧できる状況を周知してまいりたいと思っております。

本件につきましては、本会議終了後から実施していきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 これは私どもの業界からの委員といえますか、ブロックに出ている委員からのお願いだったものですから、ぜひ自分の担当のブロックの団体の審議の成り行きぐらいには、ちょっと興味を持ってもらいたいなと思っておりますので、そのもとになる資料をお配りいただければありがたい。

ただ、つけ加えますと、これはブロックごとで会議を開いてくださいとか、そういう話ではないのですね。どういう成り行きになったかぐらいは知りたいと言っておりますので、その程度の周知でよろしいのかなと思っておりますので、ぜひそれにご協力いただければ、大変ありがたいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

幹事会構成市町村代表委員の皆様方もよろしいでしょうか。

それでは、ブロック幹事会委員への協議結果報告について、ブロック幹事会事務局より行うということ、全登録市町村のホームページ上に会議録を公開するということをお願いいたします。

その他、委員の皆様方から何か。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 今回初めてというか、久しぶりに新規登録団体が出たのですけれども、先ほどの市町村のほうに権限移譲されるということも含めまして、前から言っているのですけれども、この多摩地域でそういった移動制約者がどういう状況でいるのかということ、やはりもう年数が経っていますから、何か一旦調査しておいたほうがいいのではないかなという感じがするのです。

あとは、こういうNPO団体だけでなく、ある意味では有償の福祉タクシーですか、そちらのほうも充実してきていますので。それから公共交通も含めて、本当にどう移動しているのかという把握はしておかないと、ただここでもって書類審査だけに終わってしま

うのではないかという危惧なのです。

そういった意味では、毎回これを言っているのですけれども、予算がつかないということでもってできていないのですけれども、これはぜひやっておいてほしいなと思います。

【会長】 どうぞ。

【副会長】 ではまた市町村代表としてお答えします。以前からしっかりとしたニーズ把握の上で、全体のその地域での交通を考えてほしいというご意見については、十分承知をしているところでございます。個々の団体においてそれぞれやり方はあろうかと思いますが、幸いといいましょうか、いい機会といいましょうか、今年は介護保険事業計画や障がい者の計画なども見直す、改定をする時期になっているかと思えます。

私どももそういう形で今進めておりまして、なかなかいろいろなニーズをつかむというのは、質問の仕方も難しく、苦慮するところでございますが、そうしたご意向を踏まえた計画づくりという視点で、各団体が行っていただけるように、これもまた引き継ぎ等の中でご案内させていただければと存じます。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 そうですね。来年度ですよ。

【副会長】 そうですね。

【会長】 介護保険事業計画を改定いたしますので、そこでニーズ調査をしていただくということで。

それでは、その他事項について、特にございませんでしょうか。

なければ、最後に事務局よりご挨拶をお願いいたします。

【事務局】 本日が、今年度最後の運営協議会でございますので、事務局より一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

私ども小平市は、昨年度は特別幹事会事務局を務め、今年度は運営協議会事務局を務めさせていただきました。今年度は来年度の前倒し協議もございまして、特別幹事会を4回、それから運営協議会2回と、大変会議の多い年でございましたが、会長をはじめ、委員の皆様方のご協力をいただきまして、2年間にわたり協議会の運営を無事に務めることができました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

来年度につきましては、東村山市が運営協議会事務局、それから国分寺市が特別幹事会事務局を務めることとなりますので、委員の皆様におかれましては、変わらぬご厚情を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

【会長】 どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了しました。これをもちまして第2回運営協議会を終了します。本日は長時間の会議となりました。ありがとうございました。

— 了 —

| | |
|--------|----------------|
| 会議録署名人 | 平成26年 3月 6日 |
| | 署名 運営協議会 会長 |